

自動販売機設置場所（佐渡市役所）の貸付に係る仕様書

1 入札（公募）物件

(1) 自動販売機を設置可能な市有財産の場所（別添平面図のとおり）

- ア 佐渡市役所第1庁舎1階 エントランス
- イ 佐渡市役所第1庁舎1階 エントランス
- ウ 佐渡市役所第1庁舎1階 事務室横通路
- エ 佐渡市役所第2庁舎1階 ホール
- オ 佐渡市役所第2庁舎1階 ロビー
- カ 佐渡市役所第2庁舎2階 渡り廊下
- キ 佐渡市役所第2庁舎2階 ロビー
- ク 佐渡市役所第1庁舎3階 モニター傍聴スペース
- ケ 佐渡市役所第2庁舎3階 渡り廊下
- コ 佐渡市役所第2庁舎3階 渡り廊下
- サ 佐渡市役所第2庁舎3階 ロビー

(2) 貸付面積及び最低貸付料（1か所あたり）

- ア 貸付面積 1.3 m²
- イ 最低貸付料 2,795 円（月額）

※1 「貸付面積」は、本体設置面積を指し、空き容器回収ボックス設置面積、転倒防止用器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含まないものとする。これらの設置にあたっては、佐渡市と協議のうえ設置すること

※2 「最低貸付料」には、消費税及び地方消費税を含む。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所の確認をしておくこと

※4 自動販売機の電気使用料は、貸付料に含まない。貸付料とは別に電気使用料を佐渡市に納めること

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ、デザイン

- ア それぞれの自動販売機の占有面積は、「貸付面積」以内とする。

- イ デザイン及び色は、周辺環境に配慮したものとする
- (2) 安全対策等
 - ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講じること
 - イ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成) を遵守し、犯罪防止に努めること
- (3) 空き容器の回収
 - ア 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた空き容器回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスから容器が溢れないよう定期的に回収すること
 - イ 回収ボックスの規格
 - (ア) プラスチック製とする。
 - (イ) 容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
 - (ウ) 使用済容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号) など関係法令に基づいて適切に処理すること
- (4) 自動販売機の設置及び管理運営
 - ア 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検(賞味期限切れ等) は厳しく管理すること
 - イ 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部、空き容器回収ボックス及び設置場所周辺の清掃などを行うこと
 - ウ 設置事業者において保守業務を随時行い、自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること
 - エ 自動販売機の故障、釣り銭不足や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に、設置事業者名及び故障時等の連絡先を明記すること
 - オ 商品等の搬出入時は、制服又は名札を着用すること
- (5) 売上に応じた寄附について
 - ア 設置事業者は、自動販売機での売り上げに応じ、任意の佐渡市内の公共的団体に寄附を行うこと
 - イ 設置事業者は、寄附先を自動販売機に表示すること

ウ 設置事業者は、寄附の具体的方法を寄附先と相談し、誠実に寄附を実施すること

エ 4月から翌年3月までの売上本（個）数×1円以上を寄附金額とし、販売した年度（4月から翌年3月）の翌年度の4月10日までに寄附を行うこと

オ 上記エの金額の寄附は、一度にまとめたの寄附であっても任意の回数に分割しての寄附であっても、いずれでも差し支えない。

カ 寄附を行った月の末日までに寄附金額を佐渡市に報告すること

4 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料及び菓子類とする。また、清涼飲料は、缶・ペットボトルによる販売に限るものとする。
- (2) 標準販売価格以下の販売とすること
- (3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等種類に富んだ品揃えとするよう努めること

5 貸付料及び電気使用料

- (1) 貸付料は佐渡市が発行する納入通知書により、当該年度分を佐渡市の指定する期日までに前納すること。ただし、令和7年4月は、設置準備期間とし、この分の貸付料は徴しない（販売は可能とする）。
- (2) 自動販売機の電気使用料は、貸付料に含まないものとする。電気使用料は、佐渡市が算定し、貸付料とは別に佐渡市が発行する納入通知書により、設置準備期間のものも含め佐渡市の指定する期日までに支払うものとする。

なお、電気使用量を計測するための専用子メーターを設置事業者の費用負担で設置するものとする。設置にあたっては佐渡市の指示に従うものとする。

6 佐渡市は、売上手数料を徴収しないものとする。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去等

ア 搬入に際しては、佐渡市の指示に従うこと

イ 自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担するものとする。工事を必要とする場合には、佐渡市の指示に従うこと

8 貸付場所の返還

- (1) 自動販売機は、契約期間満了の日までに撤去すること。ただし、同一の事業者が、契約期間満了の日の翌日から同じ場所を借用する契約を佐渡市と結んでいる場合は、この限りではない。
- (2) 契約期間満了又は契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して佐渡市の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

佐渡市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 佐渡市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 売上本（個）数及び寄附金額の確認について

設置業者は各月の売上本（個）数を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌月10日（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに佐渡市に売上本（個）数等を証する書類を提出すること。ただし、佐渡市が立合いを申し出た場合は、佐渡市立会いのうえ確認すること。また、佐渡市が売上本（個）数等の調査を行う場合は、佐渡市は、実地調査及び関係書類等の提出を設置事業者を求めることができるものとする。

12 その他

佐渡市の事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、佐渡市はその責を負わない。

13 参考データ

- (1) 開庁時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 閉庁日 土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日まで
- (3) 職員数
 - ア 第1庁舎1階 153人
 - イ 第1庁舎2階 82人

ウ	第1庁舎3階	6人
エ	第2庁舎1階	93人
オ	第2庁舎2階	32人
カ	第2庁舎3階	75人

(4) 令和6年度販売本（個）数

ア	佐渡市役所第1庁舎1階	エントランス	2,453本（4～12月）
イ	佐渡市役所第1庁舎1階	エントランス	6,345本（4～12月）
ウ	佐渡市役所第1庁舎1階	事務室横通路	2,710本（4～12月）
エ	佐渡市役所第2庁舎1階	ホール	777本（5～12月）
オ	佐渡市役所第2庁舎1階	ロビー	10,958本（5～12月）
カ	佐渡市役所第2庁舎2階	渡り廊下	11,284本（5～12月）
キ	佐渡市役所第2庁舎2階	ロビー（設置なし）	
ク	佐渡市役所第1庁舎3階	モニター傍聴スペース（設置なし）	
ケ	佐渡市役所第2庁舎3階	渡り廊下（設置なし）	
コ	佐渡市役所第2庁舎3階	渡り廊下（設置なし）	
サ	佐渡市役所第2庁舎3階	ロビー（設置なし）	